

第3章

地域福祉の現状と課題

1 さいたま市の地域福祉を取り巻く現状

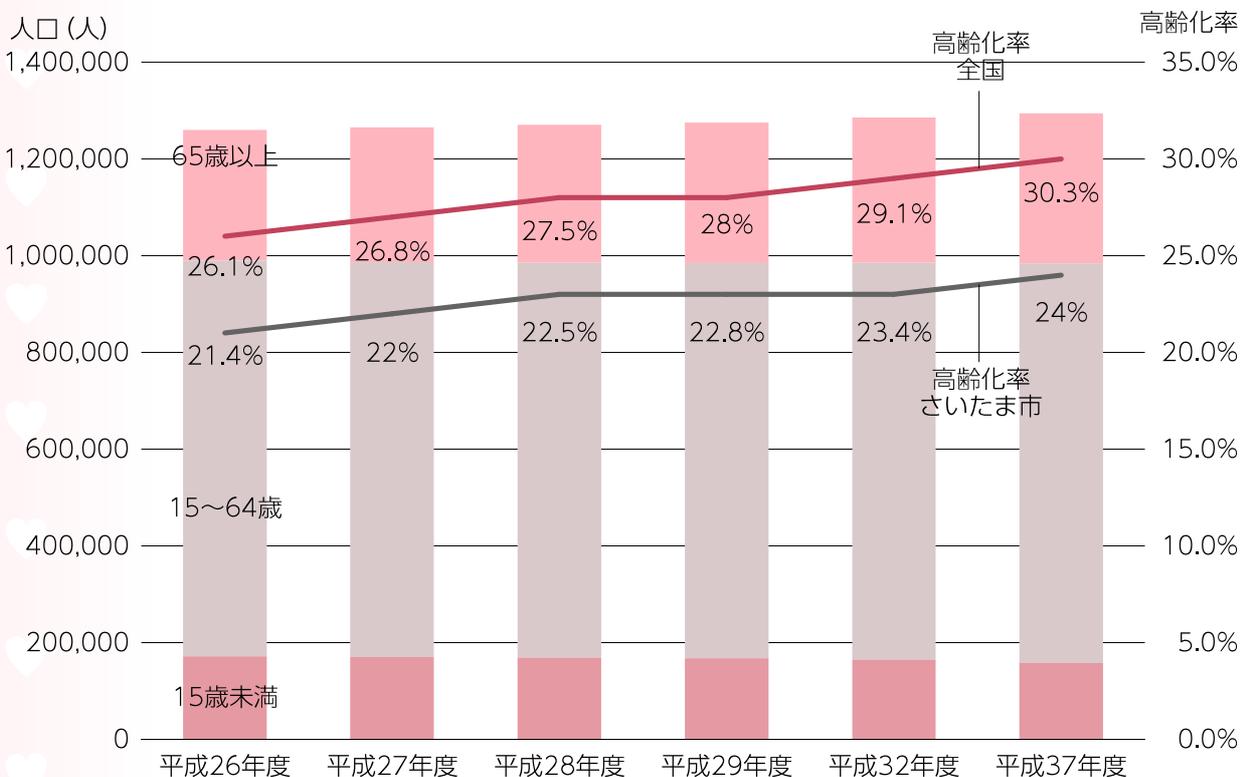
【人口及び高齢化率の推移】

①将来推計人口

さいたま市の将来推計人口について見ると、市の人口は今後も漸増を続け、2025年度には、2014（平成26）年10月1日時点より3万4千人余り増加し、1,294,118人になると見込まれます。しかし、増加の速度は年平均3千人程度であり、2006（平成18）年から2014（平成26）年までの年平均1万人余りの増加と比べるとおよそ3分の1以下になります。

また、高齢化率は平成26年度に21.4%から2017（平成29）年度には22.8%、更に2025年度には24.0%まで増加すると見込まれます。

さいたま市の将来推計人口



	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	2020年度 (平成32年度)	2025年度 (平成37年度)
総人口	1,259,858	1,265,414	1,270,481	1,275,016	1,285,686	1,294,118
15歳未満	171,555	170,389	169,234	167,949	164,832	157,450
15~64歳	818,349	816,472	816,005	816,603	820,555	826,647
65歳以上	269,954	278,553	285,242	290,464	300,299	310,021
高齢化率:さいたま市	21.4%	22.0%	22.5%	22.8%	23.4%	24.0%
高齢化率:全国	26.1%	26.8%	27.5%	28.0%	29.1%	30.3%

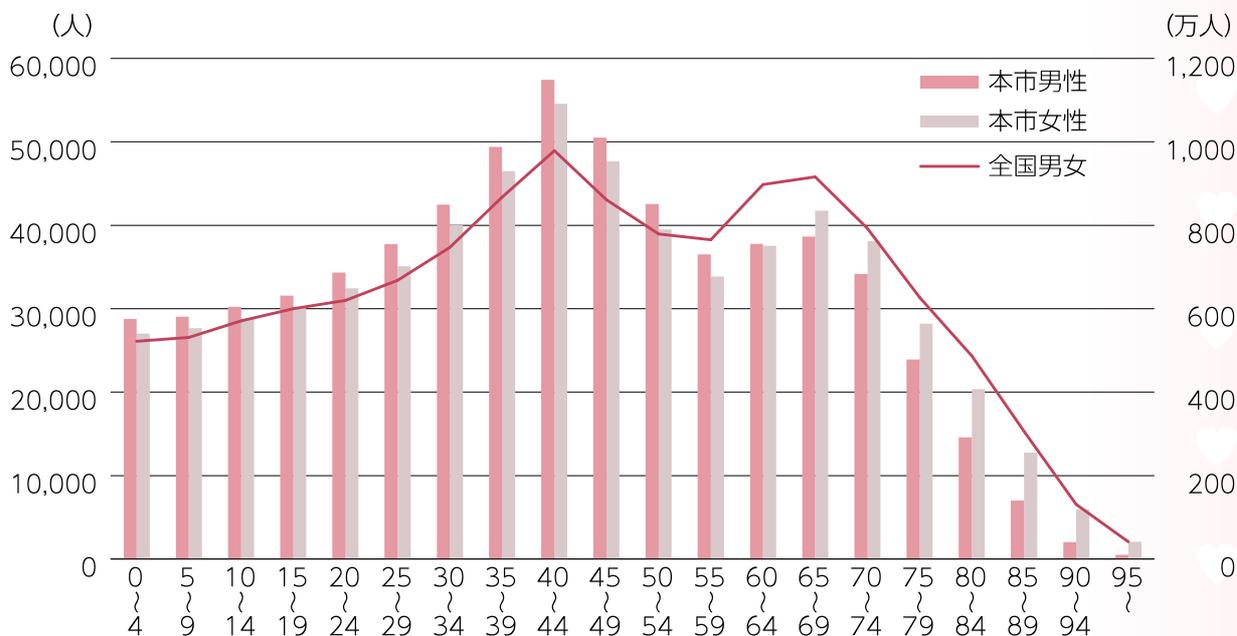
資料:さいたま市第6期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画より

②年齢階級別人口分布

さいたま市は、他市からの転入が転出を上回る社会的増加傾向が続いており、平成26年10月1日時点での人口は1,259,858人となっています。人口分布を見ると、全国では団塊の世代と団塊ジュニアの世代は大差がないのに対して、さいたま市では、団塊ジュニアの世代が、団塊世代を大きく上回っています。

さいたま市の年齢階級別人口分布

(平成26年10月1日現在)



年齢区分	さいたま市(人)		全国(万人)	年齢区分	さいたま市(人)		全国(万人)
	男性	女性	男女		男性	女性	男女
0～4歳	28,778	27,018	522	50～54歳	42,571	39,480	779
5～9歳	29,052	27,668	531	55～59歳	36,518	33,870	765
10～14歳	30,228	28,811	571	60～64歳	37,766	37,546	898
15～19歳	31,575	30,193	600	65～69歳	38,660	41,733	916
20～24歳	34,336	32,452	620	70～74歳	34,158	38,095	793
25～29歳	37,731	35,073	668	75～79歳	23,926	28,203	627
30～34歳	42,474	40,013	747	80～84歳	14,583	20,369	487
35～39歳	49,418	46,512	867	85～89歳	6,989	12,720	306
40～44歳	57,432	54,559	979	90～94歳	2,036	5,961	131
45～49歳	50,520	47,680	861	95歳以上	471	2,050	41

資料:さいたま市第6期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画より

【合計特殊出生率】

さいたま市の合計特殊出生率は、平成26年で1.29と全国値に比べて低くなっています。

	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
さいたま市	1.30	1.28	1.27	1.33	1.29
埼玉県	1.32	1.28	1.29	1.33	1.31
全国	1.38	1.39	1.41	1.43	1.42

資料:さいたま市ホームページ 埼玉県と全国は、埼玉県ホームページより

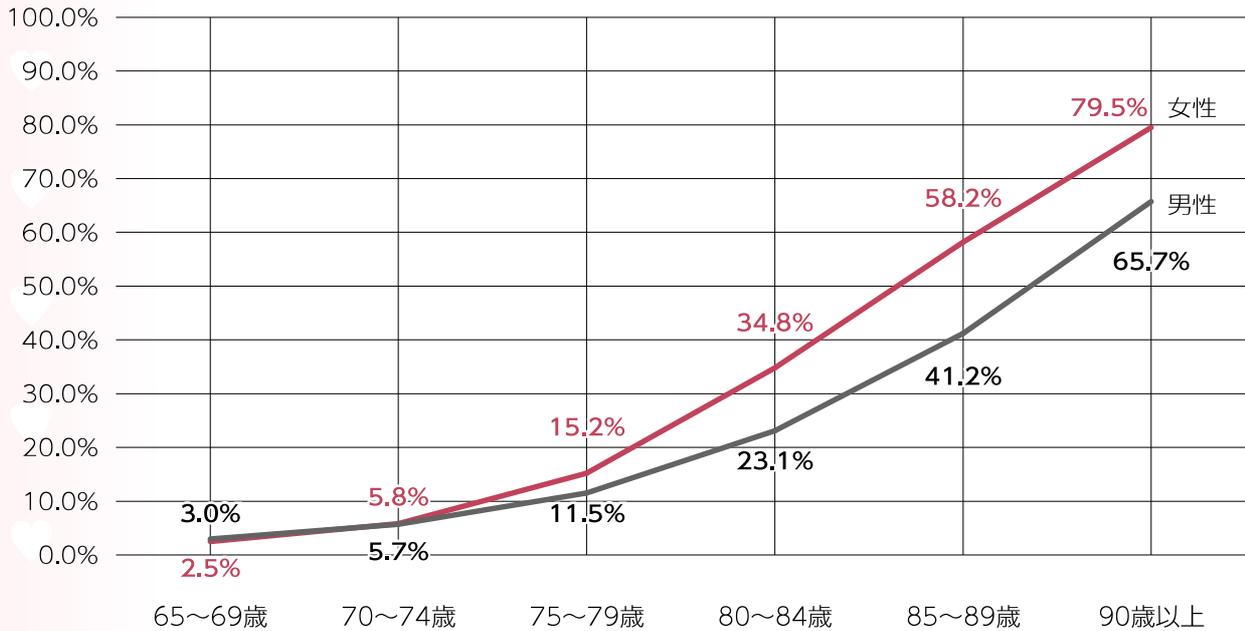
【要支援・要介護認定者の状況】

○年齢階級別認定率(第1号被保険者)

さいたま市全体の要支援、要介護認定率は、65歳から69歳までは2.8%と少ないですが、75歳から79歳で13.5%、85歳から89歳までで52.5%と急増します。団塊の世代が75歳を迎え認定者が大幅に増加する、いわゆる「2025年問題」の根拠となっており、それまでの間に年齢階級別認定率の低下を目指した介護予防の強化、認定者数の大幅な増加に対応する体制の整備等を進める必要があります。

さいたま市の認定率

(平成26年9月末時点)



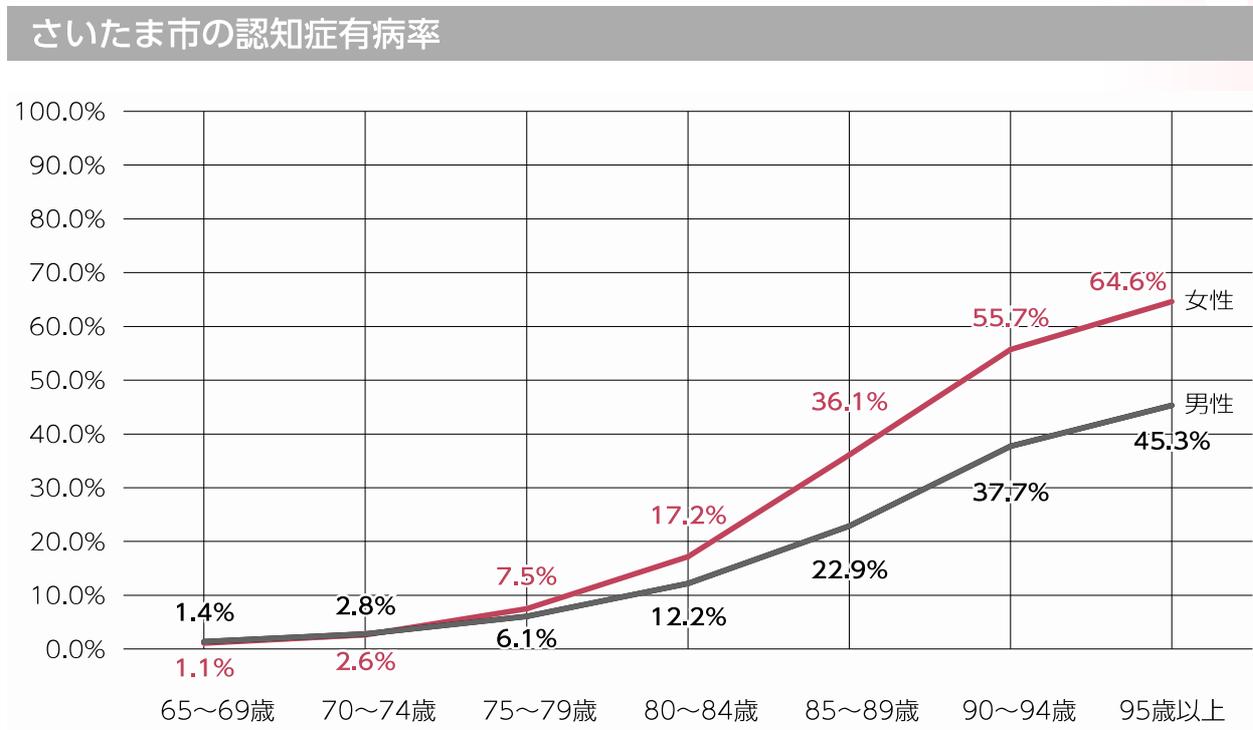
	65～69歳	70～74歳	75～79歳	80～84歳	85～89歳	90歳以上	合計
男性	3.0%	5.7%	11.5%	23.1%	41.2%	65.7%	11.4%
女性	2.5%	5.8%	15.2%	34.8%	58.2%	79.5%	19.1%
計	2.8%	5.7%	13.5%	29.9%	52.2%	76.3%	15.6%

資料：さいたま市第6期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画より

【認知症の方の状況】

○年齢階級別認知症有病率(日常生活自立度Ⅱ以上)

要介護及び要支援の認定者について、年齢階級別に認知症有病率を見ると、男女ともにおおむね90歳までは、5歳ごとに認知症の有病率が2倍になっており、その後も増加傾向は続きます。



		65～69歳	70～74歳	75～79歳	80～84歳	85～89歳	90～94歳	95歳以上
男性	日常生活自立度Ⅱ以上	510	882	1,369	1,576	1,351	645	206
	認知症有病率	1.4%	2.8%	6.1%	12.2%	22.9%	37.7%	45.3%
女性	日常生活自立度Ⅱ以上	407	887	1,990	3,188	4,078	3,015	1,206
	認知症有病率	1.1%	2.6%	7.5%	17.2%	36.1%	55.7%	64.6%

※平成24年9月末の介護保険要介護認定データにおける「認知症高齢者日常生活自立度Ⅱ以上」の高齢者の性別・年齢階級別数を平成24年10月1日現在の性別・年齢階級別人口(さいたま市ホームページ)で割って算出

資料:さいたま市第6期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画より

2 さいたま市の地域活動の現状

【市民の意識・動向】

さいたま市が市民を対象に実施した次のアンケート調査から、地域活動への参加に関する市民の意識・動向を整理しました。

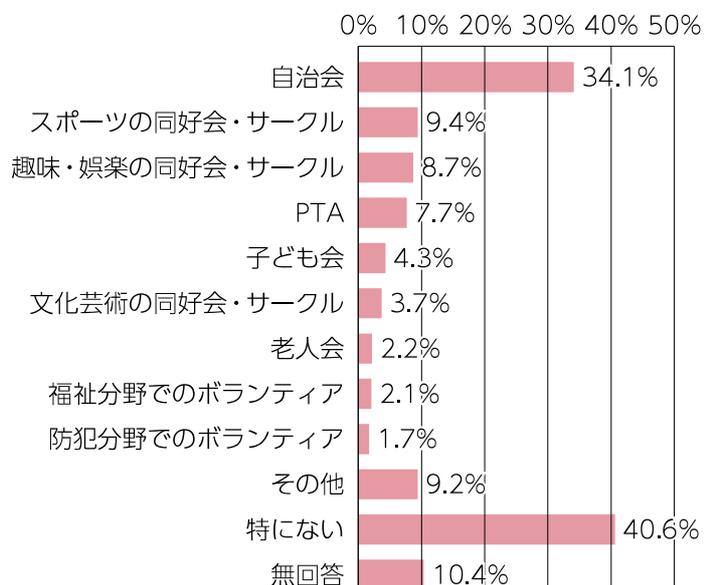
アンケート調査名称	調査対象	調査期間	配布・回収状況
さいたま市民意識調査 (平成28年度)	住民基本台帳に基づく 層化多段無作為抽出	平成28年 6月2日～6月18日	5,000人 有効回収数 2,417人 有効回収率 48.3%

○地域活動等への参加状況・参加意向

現在参加している地域活動

「自治会」(34.1%)が目立って多く、その他の項目は、すべて全体の1割に満たない結果でした。一方、「特にない」(40.6%)は、全体の4割に達しています。

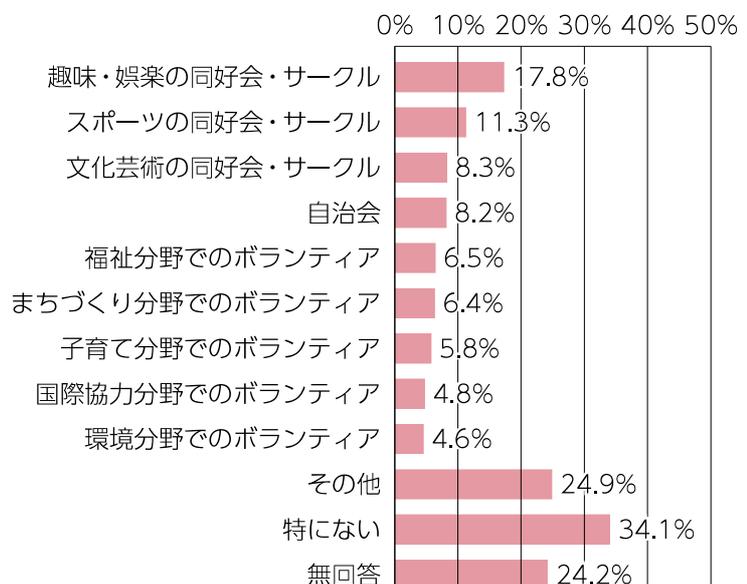
過去2年間の調査結果と比較すると、「自治会」、「PTA」、「子ども会」が、平成26年度よりも減少しています。



今後参加したい地域活動

「趣味・娯楽の同好会・サークル」(17.8%)が最も多く、次いで「スポーツの同好会・サークル」(11.3%)、「文化芸術の同好会・サークル」(8.3%)と続いています。一方、「特にない」(34.1%)は、3割台となっています。

過去2年間の調査結果と比較すると、上位項目を中心に減少傾向にあります。一方、「特にない」は、平成27年度からやや増加しています。



資料：さいたま市民意識調査(平成28年度)より

3 アンケート調査の結果

さいたま市の地域福祉をめぐる現状と課題を明らかにするために、平成28年4月に48地区社会福祉協議会と27地域包括支援センターを対象にアンケート調査を実施し、調査結果を抜粋・分析しました。
※詳細は、本計画95ページ以降のアンケート調査結果を参照

【アンケート調査概要】

第2次計画策定後の取り組みの結果、「地域福祉行動計画の策定」、「拠点となる事務所の設置」、「地域福祉コーディネーターの配置」については、47地区社会福祉協議会で完了し、さいたま市における地域福祉活動を推進する基礎単位である地区社会福祉協議会の基盤は整ったと言えます。今後は、それぞれの地域の特性や課題に応じた活動の強化を支援していくことが求められています。

一方、地域福祉における喫緊の最重要課題として、介護保険法の改正に伴う高齢者の生活支援体制の整備が挙げられますが、さいたま市では、その中核的役割を地域包括支援センターが担うことから、その推進には地区社会福祉協議会との連携が重要とされています。

そこで、今回は地区社会福祉協議会活動の強化に向けた支援体制の構築及び生活支援体制整備に焦点を当て、アンケート調査を実施しました。

【アンケート調査対象】

- ①地区社会福祉協議会 = 48地区
- ②地域包括支援センター = 27センター

【地区社会福祉協議会・アンケート調査結果】

I 地区社協の基盤整備について

質問1 地域福祉行動計画策定の効果について(計画を策定したことにより得られた効果)

質問1の調査の結果、「策定の過程で、地区社協関係者間の連携や地域課題や目標を共有することができた」、「地区社協として取り組むべき活動を、中長期的な見通しを持って取り組むことができた」、「地区社協関係者の地域福祉に対する理解が深まった」、「今まで実施していなかった新たな事業や活動に取り組むことができた」が、地域福祉行動計画策定の効果があったものとして上位に挙げられています。

その一方、「今まで関わりの少なかった地域の関係者や住民との連携が生まれた」や「調査や計画の公表によって、地区社協活動について広く地域住民の理解と協力が得られた」の2つの項目について、あまり効果がなかったと回答した地区が多いという結果になりました。

次期地域福祉行動計画の策定は、地域の福祉課題を地域全体で解決していくための方向性や取り組みを、地域全体で話し合い、共有することが大切であるため、より多くの地域の関係者や住民の参画が得られるような仕組みづくりが必要となります。

質問2 地区社協事務所の設置について(設置したことにより得られた効果)

質問2の調査の結果、「パソコンやコピー機等の設置により、事務がスムーズに行えるようになった」、「地区社協関係者が立ち寄るようになり、地区社協関係者間の関係性が深まった」、「会議や打ち合わせの会場として活用し、活動が充実した」が、事務所を設置したことにより得られた効果として上位に挙げられています。

その一方、サロンをはじめとする事業の会場として活用できるスペースまで確保することは難しく、事業を実施するうえで場所の確保が課題となっています。また、地域住民が気軽に立ち寄れる場所となるよう地区社会福祉協議会の認知度を高めていく取り組みが必要となります。

質問3 地域福祉コーディネーターの配置について(配置したことにより得られた効果)

質問3の調査の結果、「会議資料の作成などの事務処理がスムーズに行えるようになった」、「地区社協関係者や関係機関との連絡がスムーズに行えるようになった」、「各種事業の実施がスムーズに行えるようになった」が、地域福祉コーディネーターを配置したことにより得られた効果として上位に挙げられています。

その一方、「住民の個別の相談に応じることが増えた」と回答した地区は少なく、今後は地域福祉コーディネーターの役割及び育成方法について、明確にしていく必要があります。

II 地区社協の活動について

質問4 事業を実施した効果について(各種事業や活動を行ったことにより得られた効果)

質問4の調査では、「地区社協関係者間の連携が良くなった」、「関係機関や地域内の他団体等との連携が深まった」の2つの項目において、特に効果が得られたという結果でありました。

その一方、「各種事業の担い手が増えた」と回答した地区は少なく、地区社会福祉協議会活動の充実を図るためには新たな担い手の掘り起こしや育成が大きな課題となっています。

質問5 地区社会福祉協議会の活動について(活動にあたっての課題)

質問5の調査の結果、「活動協力者の確保が難しい」、「活動資金の確保が難しい」、「活動場所の確保が難しい」、「地域住民の地区社協の認知や理解が不十分である」、「活動にあたってのノウハウが不足している」が、課題として上位に挙げられています。

地区社会福祉協議会の主な活動者は、自治会役員や民生委員児童委員であることが窺え、多くの地区社会福祉協議会が活動協力者の確保を課題に挙げています。今後は、様々な分野で活動するボランティアグループとの連携を強化していくとともに、担い手確保につながる取り組みが必要となります。また、活動資金の確保が難しいという回答の理由としては、地区社会福祉協議会運営費の主な財源である賛助会費や共同募金の実績額の減少、事業対象者の増加等が影響しているものと考えられます。

質問6 今後、必要な事業や活動について(今後の取り組みとして重要と考えるもの)

質問6の調査では、「高齢者サロンなどの高齢者の居場所づくりや交流」、「広報紙の発行やインターネットの活用などによる福祉情報の発信」、「見守りや声かけなどの安否確認や孤立防止」、「福祉講座の開催などの福祉意識の啓発」が、今後の取り組みとして重要な活動として上位に挙げられていますが、「家事や外出の手伝いなど日常生活上の支援」、「経済的に困窮している方への支援」の2つの項目については、取り組んでいきたいと回答した地区が少ない結果でありました。

既存事業の発展とともに生活課題に対応する新たな生活支援サービス等が各地区で展開されるよう働きかけていく必要があります。

Ⅲ 既存の制度で対応できない課題について

質問7 既存の制度で対応できない課題について (既存の公的制度やサービスでは対応できずに、困っていること)

質問7の調査の結果、「就労や社会参加を希望しているが、できていない」、「身寄りのない方が緊急入院した際や他界した場合の対応に困っている」、「ゴミ屋敷のようにになっているが、拒否して受け入れない」が、対応に困った相談として上位に挙げられています。

質問8 課題解決のための連携について (課題等を解決するために、どのような機関・団体等と連携することが必要か)

質問8の調査の結果、地区社会福祉協議会の主な活動者である「民生委員・(主任) 児童委員」との連携がとても重要であると回答した地区が最も多く、次いで「地域包括支援センター・在宅介護支援センター」、「自治会」、「福祉事務所」の順となっています。

地域のあらゆる生活課題に対応するためには様々な関係機関との連携を図りながら総合的に支援する仕組みが求められています。特に、平成28年10月に各地域包括支援センターに配置された、高齢者生活支援コーディネーターと連携が図られるよう調整していく必要があります。

【地域包括支援センター・アンケート調査結果】

I 圏域における社会資源について

質問1 地域の社会資源について(社会資源やサービス等について、現状で不足するもの)

質問1の調査の結果、「ボランティアの育成」、「外出支援などの支援」、「高齢者の就労支援」、「学校等と協力した福祉教育」、「調査などによる地域住民のニーズ把握」が、現状で不足するものとして上位に挙げられています。

地区社会福祉協議会と同様に、固定化・高齢化による担い手不足や、今後の地域包括ケアシステムの構築に向け、新たな人材の確保が大きな課題になっていることが窺えます。また、将来に亘り継続的に地域福祉の推進を図るための学校等と協力した福祉教育の取り組みが現状では不足していることが挙げられています。

Ⅱ 社会福祉協議会について

質問2 さいたま市社協について(期待すること)

質問2の調査の結果、「あんしんサポートさいたまや法人後見等の判断能力が低下した方への支援」、「地区社協やボランティア団体等の活動の充実についての支援」、「あおぞらサービス等の介護保険外の生活支援サービス」、「ボランティア団体等の地域の社会資源の把握と情報提供」、「ボランティアの育成」に関する活動が期待するものとして上位に挙げられています。

高齢者等を支える仕組みとしての生活支援サービス等の充実や、住民主体の地域福祉を推進する社会福祉協議会がどのような役割を果たしていくべきか、今後の方向性が示された結果となっています。

Ⅲ 既存の制度で対応できない課題について

質問3 既存の制度で対応できない課題について (既存の公的制度やサービスでは対応できずに、現在、困っていること)

質問3の調査の結果、「ゴミ屋敷のようになっているが、拒否して受け入れない」、「身寄りのない方が緊急入院等した際の対応」、「周りに支援してくれる人がいない」、「経済的に困窮しているが、利用できる制度がない」、「外出の手伝いが必要だが十分でない」といったことが対応できない課題として上位に挙げられています。

地域には、「制度の狭間の問題」や「複合的な課題」が存在しており、公的なサービスでは対応しきれない福祉課題や生活課題があります。現行の仕組みでは対応しきれない課題への対応について、改めて検討していく必要があります。

質問4 課題解決のための連携について (課題等を解決するために、どのような機関・団体等と連携することが必要か)

質問4の調査の結果では、すべての地域包括支援センターが「福祉事務所」、「民生委員・(主任)児童委員」、「自治会」との連携がとても重要であると回答しています。

自治会や民生委員・(主任)児童委員をはじめ、地区社会福祉協議会等の地域の関係団体と連携し、課題等を解決していく体制づくりが必要となります。

4 第2次計画策定後における重点事業の成果と課題

第2次計画では、6つの基本目標に基づき、さいたま市とさいたま市社会福祉協議会が連携し、取り組みを推進してきました。計画の改訂版の策定に向け、重点事業に関する成果と課題の整理を行いました。

基本目標1 住民が共に支えあう活動の推進

重点事業

(1) 地域福祉行動計画の策定を支援します。

市内の地区社会福祉協議会すべてに地域福祉行動計画が策定されるように積極的に支援活動を行っていきます。

(2) 地区社会福祉協議会事務所の設置及び地域福祉コーディネーターの配置をします。

市内の地区社会福祉協議会すべてに地区社会福祉協議会事務所を設置し、地域福祉コーディネーターを配置できるようにします。

(3) 地域福祉コーディネーターを育成します。

地域福祉コーディネーターの役割を明確にし、区事務所職員と協働して地区社会福祉協議会の活動支援を行っていく体制を構築していきます。

これまでの主な取り組み・成果

- 地区社会福祉協議会の今後の事業内容を体系的に整理し、活動することを目的とした地域福祉行動計画策定のための支援活動を行い、新たに12地区社会福祉協議会で行動計画が策定されました。
- 地区社会福祉協議会事務所の設置及び地域福祉コーディネーターが配置されるよう支援活動を行い、13地区社会福祉協議会で設置・配置が完了しました。
- 地域福祉コーディネーターの資質向上を図るため、すべての地域福祉コーディネーターを対象とする研修及び新任の地域福祉コーディネーターに対する研修を開催し、また、区ごとの単位でも研修を実施しました。

課題

- 48地区中、47地区社会福祉協議会で地域福祉行動計画の策定が完了しましたが、地域福祉行動計画は5年間の計画であるため、今後は、次期計画が切れ目なく策定されるよう支援していく必要があります。
- 今後については、それぞれの地域の特性や課題に応じた活動の充実が図られるよう連携・協働して取り組んでいく必要があります。特に、地域包括ケアシステムの構築に向け、地域住民相互による見守りや支えあい活動等の充実が求められています。
- 地域福祉コーディネーターの役割や育成方法を明確にし、さいたま市社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会の共通理解の上で取り組んでいく必要があります。

基本目標2 住民個々に対する福祉サービスの充実

重点事業

(1)多問題を抱える世帯等への支援を検討していきます。

多問題を抱える世帯などの、既存の制度が機能していない、または既存の制度では対応できないケースについて、支援検討会議を開催し、その対応を検討していきます。

これまでの主な取り組み・成果

- 多問題を抱える世帯等の相談に応じ、必要な情報の提供及び助言、相談者と関係機関との連絡調整等を行いました。また、既存事業で解決できない課題に対して、新規事業立ち上げの必要性を検討するとともに、既存事業の実施方法を見直すことによる対応も検証すべきという観点から、全社協の「社協・生活支援活動強化方針」に基づき、独自に作成したチェックリストを用いて、第2次計画見直しにおける各事業の個票を作成しました。また、個票作成の際に表出した、既存の制度で対応できない事例をもとに支援検討会議において協議を行い、新規事業の立ち上げを提案し、本計画に盛り込み、実施に向け取り組むこととしました。
- 介護予防・日常生活支援総合事業の開始に伴い、生活支援体制整備事業(第2次計画策定後の新規事業)について、平成27年9月に第1層(市全域)協議体の運営等について受託し、高齢者生活支援コーディネーターを配置しました。また、第1層協議体である高齢者生活支援推進協議会を3回開催するとともに、地域住民への広報・啓発及び生活支援の担い手養成・確保に向けたフォーラム等を開催しました。

課題

- 多問題を抱える世帯等の対応困難なケースについての情報共有の仕組みが十分でないことや、会議の開催方法が明確になっていません。
- 既存事業及び必要に応じて新規事業を実施する際に掲げた目標が実現可能となるよう、区事務所を中心とした組織のあり方や、既存事業の廃止・統廃合等の検討を進めるとともに、職員研修等を行い、多問題を抱える世帯等への支援体制についても整備していく必要があります。
- 平成28年10月より第2層(日常生活圏域)協議体及び高齢者生活支援コーディネーターが市内すべての地域包括支援センターに設置・配置されましたが、さいたま市の現状に即した体制となっていないため、区を単位とする支援体制の確立等について今後もさいたま市と協議していく必要があります。また、第2層協議体である高齢者生活支援推進会議の運営について、地域の実情に応じた方法で円滑に行われるよう、支援していく必要があります。
- 地域包括ケアシステムの構築は、公的な福祉サービスの充実とともに住民参加による支えあいの仕組みづくり、地域づくりが重要であるという認識に立ち、地域住民や地区社会福祉協議会、専門職などの関係者の理解と合意を背景に進むことが大切であり、理解を深めてもらうための情報提供等の取り組みが必要となります。

基本目標3 高齢者・障害者の権利擁護の推進

重点事業

(1) 成年後見活動等の利用の促進をします。

認知症や知的障害・精神障害などで判断能力が低下した方でも、安心して地域で生活ができるように、法人による後見活動や日常生活自立支援事業による福祉サービスの利用援助を行っていきます。

これまでの主な取り組み・成果

- 法人による後見活動は、親族、資産及び所得の状況から適切な後見人等が得られない方を中心に25件受任し、主に身上監護面の対応と日常生活に関する金銭管理の支援を行いました。また、本会が後見人等として就任した事案について、市民後見人候補者に移行できるよう受任調整を行った結果、市民後見人による受任が1件となりました。同案件については、本会が後見監督人として市民後見人の活動を監督・支援しています。
- 日常生活自立支援事業については、専門員及び生活支援員の資質向上を図ることを目的とした研修を開催しました。

課題

- 今後も法人後見の受任件数が増加した場合、個々の事案に対する十分な配慮を欠くおそれがあることから、実施体制の整備が必要となります。また、市民後見人については、当面、本会が後見人等に就任した案件からの移行を中心に候補者として登録する方の中から後見人等候補者として推薦していくこととしていますが、移行が適切と思われる事案が少ない状況にあります。
- 日常生活自立支援事業は、利用者数が増加しており、また、複雑・多様な課題のある事案に対して適切に援助を行うにあたり、専門員や生活支援員の資質向上を図るための計画的・体系的な研修を実施していくことが必要となっています。
- 法人後見活動や日常生活自立支援事業の相談・問合せ等において、成年後見制度の利用が必要なケースであっても、申立てが進まず、制度利用につながらない事案が数多くみられます。そのため、成年後見、保佐または補助の開始申立てを行う申立人に対し相談に応じるとともに、申立てに関する書類の作成等を支援し、速やかな制度利用につなげる仕組みが不足している現状にあります。

基本目標4 ボランティアの育成と活動の充実

重点事業

(1) ボランティア活動の体験機会を充実させます。

「共生の理念、共に生きる力の重要性」を伝えていくため、市内のボランティア団体、福祉施設等と協働し、ボランティア活動の体験機会を企画していきます。

(2) 福祉教育を充実させます。

学校や地域団体等からの福祉教育に関する企画相談を積極的に受け、実施に関する支援をしていくとともに、教員等学習支援者への研修も行っていきます。

これまでの主な取り組み・成果

- 事業の周知、参加者の増加を目的に、活動の様子や参加者の声をホームページ等に掲載し、また、ニーズを取り入れたプログラムに改善できるよう、参加者及び協力団体に対し、実施後にアンケートを行いました。
- ボランティア体験参加者が事故や体調不良等の場合に備え、緊急時の本会の対応方法を明確にし、参加者及び協力団体が不安なく事業に参加できるよう取り組みました。
- 市内の学校や地域における福祉教育・ボランティア学習指導者の情報交換会を開催し、教育委員会からの現状や各指導者の指導内容などを報告し合い、また、市教育研究所の教職員向けの研修に協力し、同研究所及び参加した教職員に対し福祉教育に関する資料を配布するなど理解を広める取り組みを行いました。

課題

- 今後も、ボランティア活動の普及促進のため、参加者数を増やすとともに、参加意欲を高めるプログラムの開発や協力団体との緊密な連携を図る必要があります。
- 教員等に対する福祉教育の周知を進めるだけでなく、本会で福祉教育の支援を行うにあたり、参加者に豊かな福祉観が形成されるようなプログラム開発のために、職員間の情報共有や支援にあたっての職員用手引き等を作成する必要があります。
- 地域住民を対象とした、社会福祉に関する啓発、福祉教育を目的としたプログラムの展開を図り、人材発掘につなげる取り組みが十分にできていないことが課題となっています。
- 障害や障害のある人への理解を深め、地域社会で支えあうボランティア活動への理解と参加を促進するため、ボランティア体験学習やボランティア講座等、福祉教育を推進していく必要があります。

基本目標5 福祉活動の協働と連携

重点事業

(1) 関係機関と協働できる体制を構築します。

潜在化している問題など、住民が抱える問題の発見や解決に向けて、関係機関との協力関係を構築するため、各区で地域支援ネットワーク会議を開催します。

(2) 福祉人材を育成します。

福祉従事者、地域福祉関係者、市民等への研修を企画し、地域福祉を推進するための知識、技術の向上を図り、関係者が連携して地域福祉活動ができるよう推進していきます。

これまでの主な取り組み・成果

○福祉従事者研修は、研修を実施する他機関と連携し、本会として計画的な研修が開催できるよう、また、従事者に求められる研修を企画できるよう現場の課題把握に努めるため、高齢・障害・児童にかかる団体に参加を呼びかけ、研修実施機関連絡会を開催しています。また、今後のキャリアパス対応生涯研修課程の導入を見据え、県社協及び近隣県・政令指定都市社協を視察し、講師情報の収集や研修企画方法について検討を行いました。さらに、全ての研修において、研修の質をより高めるため、研修効果測定のためのアンケートを実施しています。これらを踏まえ、研修を企画・実施することによって、福祉従事者、地域福祉関係者、市民等の資質向上に寄与しました。

○地域包括支援センター職員研修において、地域包括ケアシステムの構築に向け、本会職員及び地域包括支援センター職員を中心に、グループワーク等を行うことにより、地域づくりを考える機会とすることができました。

課題

○地域支援ネットワーク会議の開催にあたっては、地域の中に、生活支援体制整備事業における第2層協議体や地域包括支援センターの地域ケア会議、また、生活困窮者自立支援事業の支援調整会議等、開催目的や参加機関が重複する協議体や会議があるため、既存の会議体を活かしつつ、目的や役割、機能等を整理する必要があります。

○各種福祉制度の改正等による福祉団体・従事者のニーズの変化や市民の関心を的確に捉え、不足する福祉人材の課題に対して、人材の確保及びその定着並びに資質向上を図るためのキャリアパスに対応した研修体系の構築が必要となります。

基本目標6 社会福祉協議会組織の機能強化

重点事業

(1)区事務所の機能強化を図ります。

地域の各種関係機関と連携を深め、協働していくことができるように、また、地区社会福祉協議会の活動を十分支援することができるように、区事務所体制の機能強化を図ります。

(2)職員の専門性を高めます。

コミュニティソーシャルワークを実践していく社会福祉協議会職員の専門性を高める研修を実施します。

これまでの主な取り組み・成果

- 平成27年度に組織改編を行い、区事務所体制のみならず、組織全体の所管業務等の見直しを行いました。
- 地域福祉推進の中心的役割を果たしていく区事務所のあり方に関する検討に取り組み、意見集約を行いました。
- 目指す職員像の整理及び研修の体系化等を図るため、人材育成基本方針(仮称)策定プロジェクトを立ち上げ、策定に係る協議を行い、人材育成基本方針を策定しました。
- コミュニティソーシャルワークにおける個別支援や地域支援に関する知識・技能及び地区社会福祉協議会支援業務の具体的な支援方法を習得することを目的とした地域福祉活動推進研修を開催しました。

課題

- 第2次計画の見直しにおいて検討した既存事業及び新規事業について、その目標の達成と課題の解決が実現可能なものとなるよう、引き続き区事務所体制や事務分掌の見直し等の検討を行う必要があります。
- 人材育成基本方針に基づいて実施する研修等に、職員が計画的に受講できるよう検討・調整する必要があります。
- 引き続き、地域福祉活動推進研修を行い、さいたま市社会福祉協議会職員がコミュニティソーシャルワークを実践していくための知識・技能を高めていくことが必要となります。